

事業概要



令和2年4月

国土交通省 近畿地方整備局
近畿道路メンテナンスセンター

◆センター設置の背景と目的

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックは、建設後50年を経過し今後一斉に老朽化が進むことが予想されています。

また、2012年12月に発生した「笹子トンネル天井板崩落事故」を契機に、その翌年公布された改正道路法による橋梁などの道路構造物を対象とした定期点検（5年間で全施設の近接目視点検）が義務付けられ、2014～2018年で1巡目の法定点検が完了したところです。

これらの点検データを分析し、老朽化していく橋梁等の道路インフラの、戦略的・効率的なメンテナンスを推進していくための組織として「近畿道路メンテナンスセンター」が設置されました。

◆具体的な取り組み

【直轄施設関係】

直轄国道における橋梁・トンネル等の健全性の点検・診断等を担当するほか、蓄積されたメンテナンスデータの管理・分析による劣化予測や修繕計画の最適化、新技術の活用などアセットマネジメントによる道路メンテナンスの高度化を推進していきます。

【自治体支援】

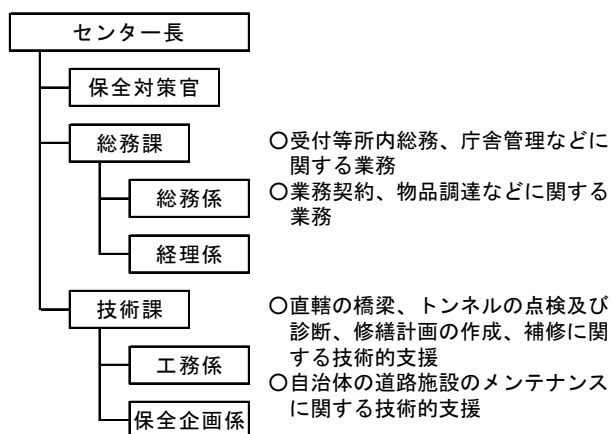
道路メンテナンスに係る地方公共団体の支援として、施設の健全性の直轄診断・修繕の代行、高度な技術を要する道路構造物保全に関する技術相談への対応、地方公共団体の職員等を対象とした研修等の技術支援を行います。

◆近畿道路メンテナンスセンターの概要

○沿革

令和2年4月 浪速国道事務所敷地内（枚方市）に設置

○組織（事務官3名、技官5名）



○連絡先

〒573-0094 大阪府枚方市南中振3丁目2番3号
TEL 072-800-6222 FAX 072-800-6224
URL https://www.kkr.mlit.go.jp/rd_mainte/

（表紙：橋梁点検車による点検 国道175号広谷橋（兵庫県神戸市））

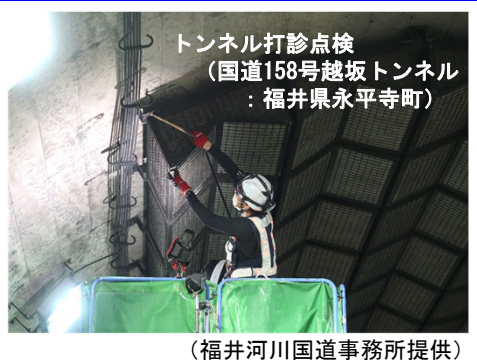
○アクセス



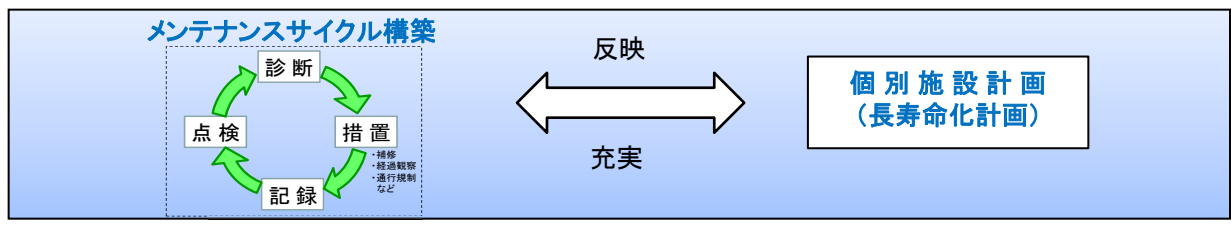
◆業務内容

【直轄施設関係】

- 定期点検関連
 - ・橋梁、トンネルの点検及び診断
 - ・舗装（自専道）の点検及び診断
 - ・メンテナンス年報作成
- データ管理・分析関係
 - ・橋梁・トンネル・舗装・法面のDB管理及び分析
- 橋梁及びトンネルのメンテナンス関係
 - ・修繕計画（個別施設計画、更新計画の作成）
 - ・補修（措置）に関する技術的支援
 - ・不具合発生時の技術的支援（橋梁ドクター、防災ドクター）
- 近畿地方整備局管内の概要（R2. 4. 1 現在）
 - ・道路管理延長 L=1, 924km（うち自専道約 308km）
 - ・橋梁 N=4, 912橋
 - ・トンネル N= 198本



■修繕・更新計画の作成



■橋梁ドクター、防災ドクター制度事務局



ドクター(学識者)

診断及び助言



- ①現地診断による技術的課題の解決
- ②対策方針の助言を受け設計への反映
- ③職員技術力の向上

設計・施工管理

- ・事務所(副所長、管理課長他)
- ・出張所(所長、係長)
- ・若手技術者

マネジメント

- ・近畿道路メンテナンスセンター
- ・道路保全企画官
- ・道路構造保全官等

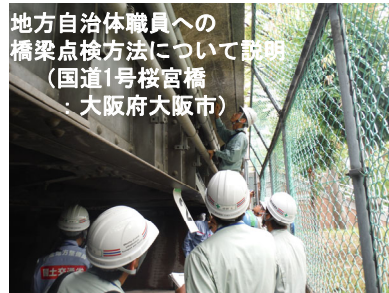
◆業務内容

【自治体支援】

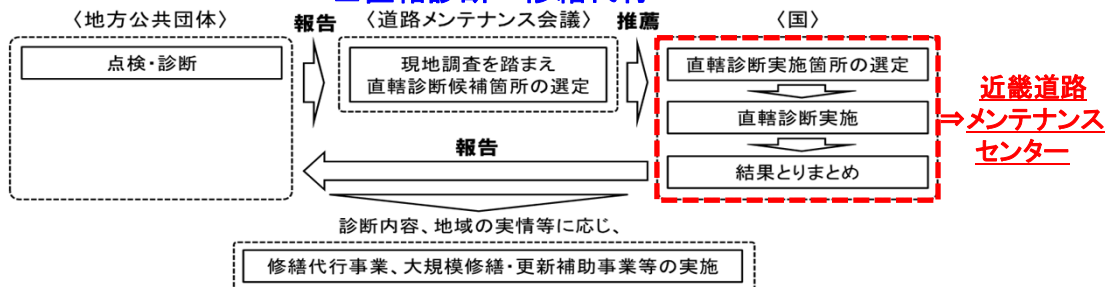
- メンテナンス全般
 - ・道路メンテナンス会議への技術的支援
 - ・直轄診断（現地診断、自治体との調整）
 - ・修繕代行における技術的支援
 - ・自治体を対象とした研修・講習会
 - ・自治体の個別事案に対する技術的支援



(福井河川国道事務所提供)



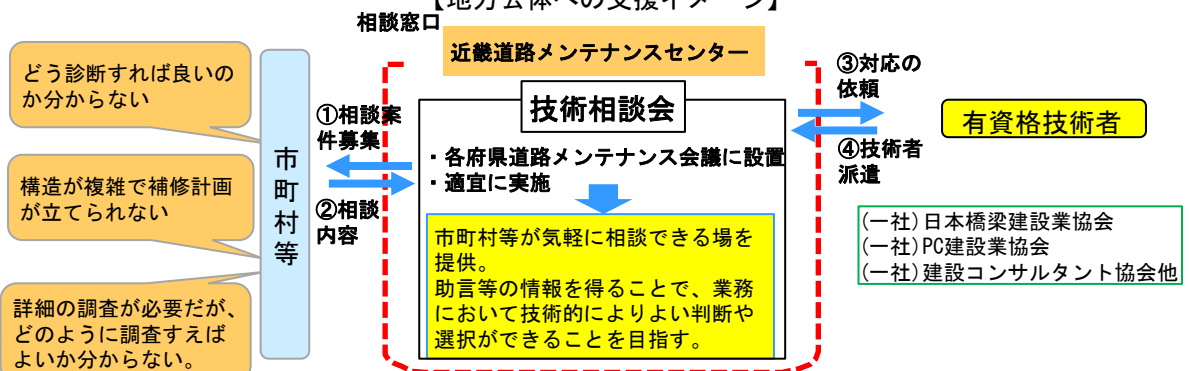
■直轄診断・修繕代行



(奈良国道事務所提供)

■自治体からの技術相談

【地方公体への支援イメージ】



近畿版道路メンテナンス年報（一巡目点検結果）の概要（参考）

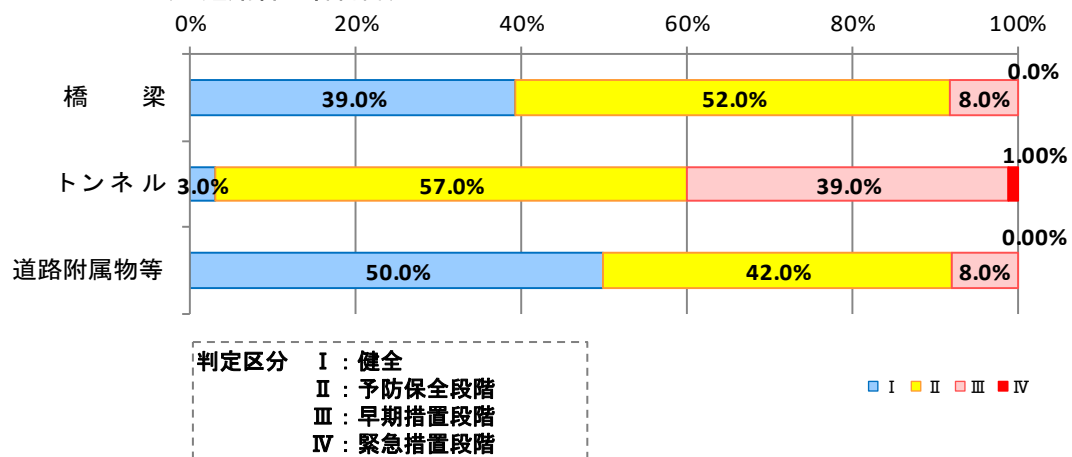
- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することとしています。
- 上記点検は着実に進捗しており、平成30年度に一巡し、全ての橋梁、トンネル等の点検を実施しました。この他、国土交通省においては舗装の健全性を判定する点検を、平成29年度から5年に1回の頻度で実施しています。
- 地方公共団体管理施設における点検後の修繕着手率は、国土交通省管理施設の修繕着手率に比べ低い状況にあります。

点検実施状況と点検結果（平成26～30年度累計）

累積点検実施率及び点検結果（全体）

○ 判定区分Ⅲ，Ⅳの割合は、橋梁で 8.0%、トンネルで 40.0%、道路附属物で 8.0%となっています。

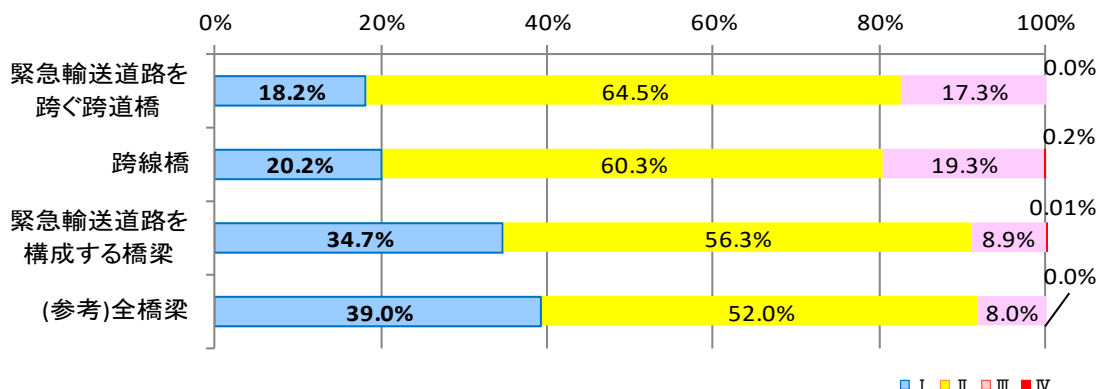
■ 判定区分の割合 （全道路管理者合計）



累積点検実施率及び点検結果（緊急輸送道路及び跨線橋等）

○ 判定区分Ⅲ，Ⅳの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋で 17.3%、跨線橋で 19.3%、緊急輸送道路を構成する橋梁で 8.9%となっています。

■ 判定区分の割合 （全道路管理者合計）



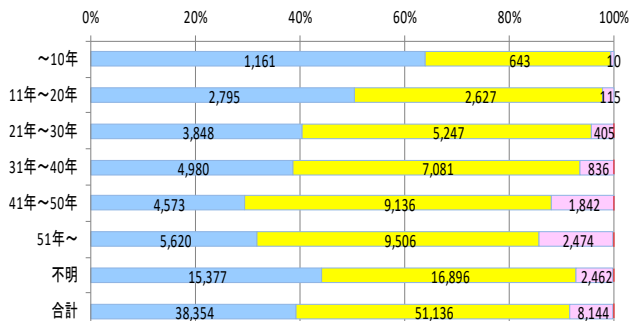
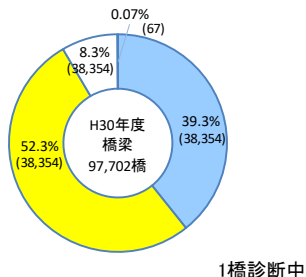
近畿版道路メンテナンス年報（一巡目点検結果）の概要（参考）

点検結果（平成30年度）（全体）

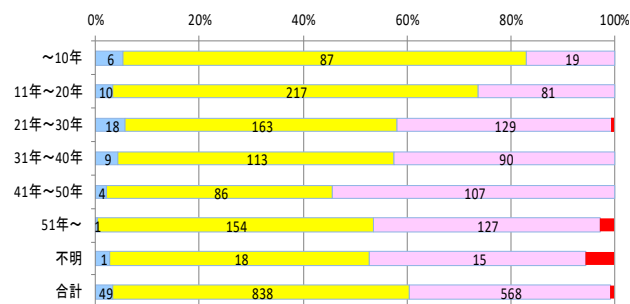
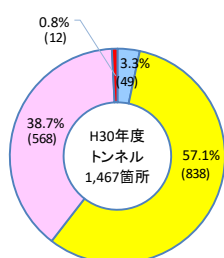
■判定区分と建設経過年数（全道路管理者合計）

○ 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な施設の割合が多くなる傾向があります。

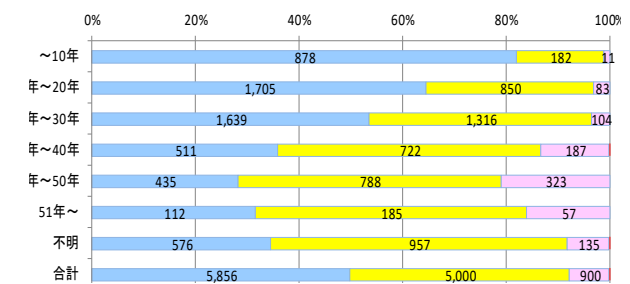
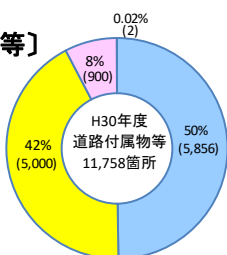
〔橋梁〕



〔トンネル〕



〔道路附属物等〕



■ I ■ II ■ III ■ IV

【参考】修繕・措置の状況（平成26～30年度点検施設）

- 事後保全型の修繕に比べ、予防保全型の修繕は進んでいない状況です。
- 国の管理する施設は、事後保全型の修繕に橋梁46%、トンネル86%に着手していますが、都道府県政令市及び市町村における事後保全型の修繕は16～33%と低い状況です。

〔修繕着手状況〕

